

地域密着型介護老人福祉施設 リーベおおにわ

重要事項説明書

当施設は、ご利用者に対して地域密着型介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

当施設の入所は、原則として**松本市に住所を有する要介護度3～5の方を対象**として、入浴、排せつ、食事等の介護、健康管理等を提供します。ただし、要介護1・2で特例と認定された方は入所可能です。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人北アルプスの風
- (2) 法人所在地 長野県大町市大町3504番地13
- (3) 電話番号 0261-29-6515 (FAX) 0261-29-6516
- (4) 代表者氏名 理事長 神谷典成
- (5) 設立年月日 平成29年 2月 1日

2. 地域密着型介護老人福祉施設「リーベおおにわ」の概要

- (1) 施設の種類 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (2) 施設の所在地 長野県松本市島立1799-1
- (3) 電話番号 0263-88-0501
- FAX番号 0263-88-0502
- (4) 施設長 北原美幸
- (5) 開設年月日 平成30年4月5日(指定番号2090200391)
- (6) 入所定員 29人
- (7) 敷地面積 2175.03 m²
- (8) 建物の延べ床面積 1095.06 m²
- (9) 建物の構造 木造平屋建て 準耐火建築物

3. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

- (1) 住所： 〒390-0852 松本市島立1799-1
- (2) 電話： 0263-88-0501 (FAX) 0263-88-0502
- (3) 担当： 施設長および生活相談員 (北原美幸)
- (4) 受付時間： 毎週月曜日～金曜日【9:00～17:00】祝日を除く

※ ご不明な点等ございましたら何なりとお尋ねください。

4. 域密着型介護老人福祉施設「リーベおおにわ」の基本理念・介護方針

リーベに込められた意味：四つ葉のハートに込められた『愛』

ふれあい みとめあい かたりあい わらいあい



<基本理念> 介護には一つの答えがあるわけではありません。その人の個性に寄り添ってより良いケアを常に考えていきます。

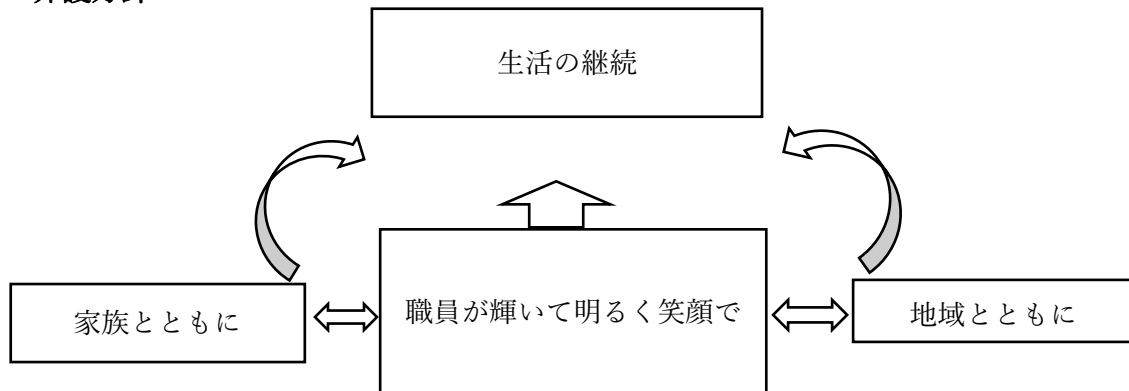
その人らしく生き生きと

笑顔で生活

人生の最終章をともに生きる

- 家族とともに、その人らしく生き生きとした生活ができるように支援していきます。
- その人の尊厳を守り、意思を尊重して楽しく笑顔で生活できるように支援していきます。
- 人生の最終章を生き生きとすることができるよう、職員も一緒に考えて常により良いケアを求めていきます。

<介護方針>



- 職員が生き生きと輝いて明るく笑顔で、仲良く向上心を持ち、よりよいケアを常に求めていきます。
- ユニットごとを家族として考え施設全体の交流を深め、家族とともに、地域とともに、当たり前の生活が維持できるように考えていきます。
- 人生の最終章を生き生きとすることができるように、家族とともにその人の人生を支え、満足のいく看取りを実践していきます

5. 居室の概要

厚生労働省が定める基準により、指定地域密着型介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設設備を備えています。

ユニット数	3ユニット
各ユニットの入居定員	東ユニット（希）：9人 中ユニット（聖）：10人 西ユニット（凜）：10人 合計29人
共同生活スペース	リビング
居室	全室個室 洗面付き 西ユニットのみトイレ付
浴室	2つの個浴槽、1つの特殊浴槽
ケアステーション	眠りスキャンシステム導入
医務室	嘱託医・看護職員による管理
多目的室	みんなのカフェ

☆居室の変更について ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

6. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対してユニット型施設サービスを提供する職員として、施設長、看護・介護職員、相談員および介護支援専門員、管理栄養士等を配置しています。

職員配置体制については指定基準を遵守しています。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
施設長 生活相談員・介護支援専門員	9:00～18:00（1時間休憩）
介護職員	早番 7:00～16:00（1時間休憩） 日勤 9:00～18:00（1時間休憩） 遅番 10:00～19:00（1時間休憩） 夜勤 16:30～9:30（15時間、仮眠2時間） パート職員適宜
看護職員	日勤 A 9:00～18:00（1時間休憩） 日勤 B 8:00～17:00（1時間休憩）
管理栄養士	8:30～14:30
医師	月2回

7. 施設の生活スケジュール

施設の一日のスケジュールはありますが、自立的な生活でお過ごしください。

※一日の生活の流れ

6：00～7：45	起床	モーニングケア
7：45～9：45	朝食	口腔ケア
9：30～11：30	入浴	体操 散歩 食事の準備等
12：00～13：00	昼食	後片付け 口腔ケア
13：00～14：00	休憩	
14：00～16：00	入浴	ふれあい喫茶 お茶の時間の準備等
17：30～19：00	夕食	後片付け 口腔ケア
19：00～20：00	ナイトケア	
21：00～	消灯	(遅くとも22時には就寝)

- ① 面会時間は、原則として9時～17時までといたします。

面会にあたっては、面会簿に所定事項を記入し、事務所の職員に声をかけてください。感染予防のため手洗い、うがいをしてからユニットにお入りください。ただし、インフルエンザの感染時期にはマスクの着用をお願いいたします。また、コロナ禍においては感染拡大状況に合わせまして適時面会方法等も検討していきませんが、マスクの着用、手洗い、手指の消毒、直近での県をまたいでの往来や感染拡大地域等への出入りの有無等を確認させて頂くこともあるかと思いますがご理解いただけたらと思います。

- ② 飲酒喫煙に関しましては、ご希望がある場合には要相談とさせていただきます。
- ③ みんなのカフェにはご自由にお越しただいてくつろいでください。

8. 当施設が提供するサービス

(1)食事について

- * 食事はユニットごとで、自立支援のため、離床して食事を取っていただくことを原則としています。
- * ご利用者の生活習慣を尊重し、適切な時間に食事を提供できるよう配慮いたします。
- * 当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- * ご利用者のお身体の状態により特別食（糖尿食、潰瘍食等）がありますが、栄養士と相談の上、対応させていただきます。

(2)排泄について

- *排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- *排泄は、できるだけ日中はトイレで行うようにします。身体状況によっては、おむつ対応とさせていただきます。
- *紙パンツ等排泄の為の物品については、施設で準備いたします。

(3)入浴について

- *入浴又は清拭を週2～3回行います。
- *個浴槽・特殊浴槽を3か所に備え、ご利用者の意向や状態にあわせて入浴を行うよう配慮いたします。
- *自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行い、安全に配慮いたします。

(4)健康管理

- *医師や看護職員が、健康管理を行います。又、看護職員等との24時間連絡体制を確保すると共に、嘱託医師、協力病院と情報を共有し、ご希望、ご同意のもと看取り介護を行います。

<嘱託医・協力医療機関>

嘱託医療機関	嘱託医氏名	住 所	電話番号
医療法人品川内科医院	品川 千	松本市笹賀 5526-12	28-3313
協力医療機関名	病院長氏名	住 所	電話番号
相澤病院	田内克典	松本市 2-5-1	33-8600
丸の内病院	百瀬敏充	松本市渚 1 丁目 7 番 45 号	28-3003
清水メンタルクリニック	清水浩光	松本市島立 1639-8	40-1313
なお歯科・小児歯科医院	加藤直美	松本市島内 4047-3	40-2800

9. 利用料金

- (1) 介護保険給付対象サービスについては、施設の体制や制度改定で変更があるため別紙にて説明いたします。

- (2) 介護保険の給付対象外サービス（実費負担）

①居住費

安心して快適な生活が維持できるように全室個室を提供します。

***1 か月を 31 日で計算した場合**

トイレ付個室（西ユニット）	2,200 円／日	68,200 円／月
個室（中ユニット、東ユニット）	2,100 円／日	65,100 円／月

②食事代

栄養面を考慮して、柔らかくしたものを提供いたします。

1日 1,670円 (朝食 450円 昼食 670円 夕食 550円) です。

請求は1日単位となります。

*** 1か月31日で計算した場合： 51,770円**

(3)居住費と食事代は減免措置があります。

下記の表のとおり所得に応じた区分により、利用料が減免されます。

<食費・居住費の負担限度> * 1か月を31日で計算

利用者負担段階	食費(日)	食費(月)	居住費(日)	居住費(月)
第1段階 世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税の非課税者で、老齢福祉年金受給者、または生活保護世帯の方 預貯金等が、単身で1000万円 夫婦で2000万円以内	300円	9,300円	820円	25,420円
第2段階 世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税の非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 預貯金等が、単身で650万円 夫婦で1650万円以内	390円	12,090円	820円	25,420円
第3段階 ① 世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税であり、年金収入等が80万超120万円以下の方 預貯金等が、単身で550万円 夫婦で1550万円以内 ② 世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税であり、年金収入等が120万円を超える方 預貯金等が単身で500万円 夫婦で1500万円以内	650円 1,360円	20,150円 42,160円	1,310円 1,310円	40,610円 40,610円
第4段階 本人が市町村民税課税者の方 世帯に住民税課税者がいる方	1,670円	51,770円	2,100円	65,100円

(4)その他の日常生活費は実費負担

* 茶菓子材料費等 110円/日

(午後のお茶の時間に手作りの茶菓子を提供したりします。)

* 入院外泊時の居室料負担金 2,100円/日(7日日以降)

トイレ付きの居室の場合は、2,200円/日

* 原則としては通帳等の金銭の預かりはいたしません、事情によりご希望がある場合は、要相談とさせていただきます

* 個人的な家電製品の電気代 1台につき1日当たり55円

- ・ 日常生活上必要となる諸費用(利用者本人の日常生活に要する費用で、利用者本人に負担いただく事が適当であるものにかかる費用)
- ・ 理美容代 利用料金は、要した費用の実費となります。
- ・ 教養娯楽として日常生活に必要なもの
- ・ 健康管理費(診療・薬代、インフルエンザ予防注射等)
- ・ 私物のクリーニング代(外部のクリーニング店が行うもの)
- ・ 行政手続きの費用
- ・ 個人用の日用品で、個人の嗜好によるもの
- ・ 個人用の日用品で、個別の希望に応じて立替払いで購入した費用
- ・ 個人の希望に応じ、施設が代わって購入する雑誌、新聞等の代金
- ・ 施設が実施するクラブ活動や行事であって、一般的に想定されるサービス提供の範囲を超えるもの

(5)高額介護サービス費の支給

上記(1)基本料金(介護保険でいうところの1割負担分・2割負担分・3割負担分)については、その月の合計額が一定の上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻される仕組みがあります。自己負担額が一定の上限額を超えた場合、高額介護サービス費として、超えた分が後日払い戻しされます。ただし、申請をする必要があります。

(6)サービス利用料金の支払い

- ①入居者または申込者(身元引受人)(以下、「身元引受人」という。)は、要介護度に応じて 所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分:サービス料金の1割~3割)を事業者を支払うものとします。
- ②前項の他、入居者または身元引受人は食事代と入居者の日常生活上必要となる諸費用実費(おむつ代を除く)を事業者を支払うものとします。
- ③サービスに関する利用料金は、**原則として翌月20日**(金融機関が休日の場合はその前日)指定の口座から自動口座引き落としを行いますので、**八十二銀行**に口座を作ってください。

尚、ご家族の方の都合により、振り込みによるお支払いの場合、振り込み手数料はお客様の負担となりますので予めご了承下さい。

お振り込み先	八十二銀行 穂高支店
	普通 657805
	社会福祉法人北アルプスの風

- ④ 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、入居日数に基づいて計算した金額とします。

10. 施設を退所していただく場合

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。(契約書第15条参照)

- ① ご利用者が、医療施設へ入院した場合で、明らかに入院後3カ月以内に退院できる見込みがないとき、又は入院後3カ月を経過しても退院できないことが明らかとなるとき
- ② 利用料の滞納が3か月以上になったとき
- ③ 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判断された場合
- ④ 利用者から退所の申し出があった場合
- ⑤ 契約書第13条に基づき、ご利用者が契約を解除したとき
- ⑥ 契約書第14条に基づき、施設が契約を解除したとき
- ⑦ ご利用者が、死亡したとき

11. 当施設における看取りの考え方

人生の最終時期は誰にでも訪れるものです。そのうえで、看取り介護とは、近い将来死に至ることが予見される方に対して、1日1日をどう生きるか、どのような生き方をするかという「今を生きる」ことへの援助であります。自分らしさを実感しつつ、人と人とのつながりを大切に、長生きして良かったといえる施設での生活を援助し、その人らしさを尊重した終末期介護を行うことと考えます。

施設における終末期介護は、ご本人又は家族等の生前意思が大前提でありますので、その都度意思の確認をさせていただきます。苦痛の緩和や安楽な姿勢の保持、清潔の保持といった身体的ケアのほか、気分転換や会話、音楽、本人が好む嗜好品の工夫や外出など自己実現へのサポートを行い、ご本人の尊厳に十分配慮し、その時々に出た本人の声を真剣に受け止め、さらには家族の方とともに看取りをしていきたいと思っております。施設での看取りを希望される場合の付き添いについては、要相談とさせていただきます。

12. 非常災害対策と業務継続計画

施設長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、とるべき措置について予め対策をたて、少なくとも年2回以上の入居者及び職員による防火及び避難訓練を行います。感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、感染症や非常災害の発生時は当該業務継続計画に従い必要な処置を講じます。

13. 急変時における対応方法

入居者の病状に急変が生じた場合は、ご家族に連絡を行います。そして速やかに嘱託医師に連絡をとり、指示を得て対処します。

14. 事故発生時の対応

当施設では、サービス提供時に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じ、事故に際して行った処置を記録します。また、ご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限って、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

15. 身体拘束防止について

当施設では、利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の行動制限は行いません。

緊急やむを得ない場合に該当するか否かの判断は、身体拘束検討委員会で検討した上で判断します。その後、利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容・理由・拘束の時間や期限等を明記した文書をもって、説明と同意を頂きます。また、身体拘束を行っている期間中でも定期的に見直しを行い、それを記録として残します。

16. 運営推進会議

施設の行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を、地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置します。利用者の立場、家族の立場で代表者に参加してもらいます。

なお、第三者評価については、運営推進会議や松本市相談員派遣事業を受けているため実施しないことをご理解ください。

17. 秘密の保持と個人情報の保護について

当施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

今後、実習施設になることも考えられますので、その場合は教育機関としての役割をもつため、実習に必要な情報提供をすることがありますのでご了解ください。

18. 高齢者虐待防止について

利用者の人権擁護、虐待防止等をより推進する観点から虐待の発生又は、その発生を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めています。

虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

年 月 日

介護老人福祉施設リーベおおにわへの入所にあたり、ご利用者に対して契約書および
本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

施設住所 松本市島立1799-1
施設名 地域密着型介護老人福祉施設リーベおおにわ
施設長 北原美幸 印

説明者
氏名 印

私は、契約書および本書面により、施設から介護老人福祉施設についての重要事項の
説明を受けましたので、この内容について承諾いたします。

利用者住所
氏名 印

代理人住所
氏名 印
続柄

※上記代理人と異なる場合のみ、下記の欄にご記入下さい。

記入者住所
氏名 印
続柄